

藤岡市建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤岡市契約規則（平成13年規則第2号）の規定に基づき、藤岡市が発注する建設工事等の競争入札の手続をぐんま電子入札共同システム（以下「本システム」という。）を利用して実施することに關し、ぐんま電子入札共同システム運用基準に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の手續)

第2条 市長は、競争入札の手續を本システムにおいて行う場合（以下「電子入札による場合」という。）は、本システムに入札案件等の競争入札に必要な事項を登録し、入札の公告、入札参加者の指名及び入札の通知等を行うものとする。ただし、システム障害等の特別な理由により本システムによる通知が困難な場合には、市長が認めた場合に限り書面によることができる。

(設計図書等の取扱い)

第3条 市長は、電子入札による場合は、本システムにより設計図書等を配布するものとする。ただし、配布することが困難な場合は、その写しの全部又は一部を入札参加者に配布することができるものとする。

(見積期間)

第4条 電子入札による場合の見積期間は、入札執行事務取扱要領の規定による。

(提出書類)

第5条 市長は、次に掲げる競争入札の場合は、入札参加者に入札書とともに入札金額に対応した積算内訳書を本システムにより提出を求めるものとする。ただし、本システムによる提出が困難な場合には市長が認めた場合に限り書面により提出するものとする。

- (1) 指名競争入札における設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が建設工事にあっては130万円を超えるもの、測量・建設コンサルタント等に係る業務等にあっては1,000万円以上の場合
- (2) 一般競争入札等により積算内訳書の提出を求めた場合
- (3) 第1号に掲げる金額以下であっても市長が特に積算内訳書の提出が必要と認めた場合

(入札書)

第6条 入札参加者は、電子入札による場合の入札書は、市長があらかじめ指定する日時までに本システムにより、提出するものとする。ただし、システム障害等の特別な理由により入札が困難な場合には、市長が認めた場合に限り書面によることができる。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札を辞退するときは、本システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、システム障害等の特別な理由により提出が困難な場合には市長が認めた場合に限り書面によることができる。

(入札の無効)

第8条 電子入札による場合は、次の各号いずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際し不正行為のあった者のした入札
- (3) 入札金額の根拠となる積算内訳書の提出を求めている入札で、積算内訳書の提出がない者又は不備のある積算内訳書を提出した者のした入札
- (4) 入札書が入札書受付締切日時以降に到着した場合
- (5) 委任状を持参しない代理人が持参した入札（紙入札移行の場合）

- (6) 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札（紙入札移行の場合）
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭又は入札に必要な事項の記載漏れがある入札（紙入札移行の場合）
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
（失格）

第9条 次の各号いづれかに該当する場合の入札は失格とする。

- (1) 公告、入札案内通知又は指名通知書等に示した日時までに入札を行わないもの
- (2) 最低制限価格を設ける入札において、最低制限価格未満の入札をしたもの
（開札）

第10条 市長は、開札の際に書面での入札を認めた入札参加者がある場合は、本システムによる入札の締め切り後、当該入札記載金額を本システムに登録するものとする。

- 2 積算内訳書の提出が必要な入札案件の場合は、開札と同時に確認するものとする。
- 3 市長は、入札参加者が立会いを希望する場合は、これを認めるものとする。
- 4 市長は、入札に立ち会う入札参加者がいない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせるものとする。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、当該入札に関係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。

（入札の回数）

第11条 予定価格を事前に公表した場合の入札執行回数は1回とし、事前に公表しない場合は、再度入札又は入札を中止し、不調とすることができる。

（くじによる落札者の決定）

第12条 落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合の落札者の決定については、別途指定する日時、場所において落札候補者が引くくじにより決定する方法のほか、本システムによる電子くじにより決定するものとする。この場合において、電子くじにより決定する案件については、指名及び入札の通知を行う際にその旨を明記するものとする。

（落札通知）

第13条 市長は、落札者を決定した場合、本システムにより落札者に落札通知書を発行するものとする。ただし、システム障害等の特別な理由により発行が困難な場合には、市長が認めた場合に限り書面によることができる。

（入札結果等の公表）

第14条 電子入札による場合における入札結果等については、本システムにより入札執行後に公表するものとする。

（本システム等の障害発生時の対応）

第15条 市長は、本システム及び通信回線障害等の発生又は天災、電力会社の原因による停電が発生した場合等不測の事態が生じた場合には、次の各号に掲げるところにより対応するものとする。

- (1) 障害復旧の見込があるときは、入札書締切予定期間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
- (2) 障害復旧の見込がない場合は、紙入札への変更又は入札を中止とする。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月30日から施行する。

藤岡市建設工事等電子入札試行要領（平成18年7月1日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。